

家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、鹿児島県内において家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合において、鹿児島県（以下「甲」という。）が実施する緊急防疫業務に関して、甲が鹿児島県動物薬品器材協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラとする。

(所要の手続き)

第3条 甲は、緊急防疫業務に必要な物資を文書（別記様式1）で乙に連絡するものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは電話等により要請することができる。この場合において、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。
2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員（以下「丙」という。）を甲にあっせん協力するものとする。
3 丙は、甲の依頼に基づき緊急防疫業務に必要な物資を供給するものとし、緊急防疫業務受託後速やかに売買契約を締結するものとする。

(緊急防疫業務に必要な物資)

第4条 この協定に基づく緊急防疫業務に必要な物資は、次のとおりとする。

- (1) 家畜伝染病のまん延を防止するために必要な物資の供給
- (2) その他甲が必要と認める物資の供給

(費用の負担)

第5条 丙が前条に掲げる物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県畜産課、乙においては鹿児島県動物薬品器材協会事務局とする。

(会員名簿の提供)

第7条 乙は、本協定に係る乙に加盟する会員の名簿を文書（別記様式2）により毎年1回甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成23年5月18日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



乙 鹿児島市宮之浦町907番地9
鹿児島県動物薬品器材協会

会長 山下 昭一

